

公的年金等にかかる 個人市県民税の特別徴収について

4月号でお知らせしましたとおり、今年10月から、公的年金等にかかる個人市県民税の特別徴収（年金からの天引き）が始まります。これは、公的年金等の支給者（社会保険庁等）が個人市県民税を年金から天引きし、年金受給者に代わって市へ納入する制度です。

なお、この制度は納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

今月号では、納付方法や、制度に関して問い合わせの多い質問についてお答えします。

対象者等

特別徴収される年度の初日（4月1日）現在、老齢基礎年金等を受給している65歳以上の人で、公的年金等にかかる市県民税が賦課される人が対象です。

ただし、老齢基礎年金等の年額が18万円未満の人や、介護保険料の特別徴収対象被保険者でない人、特別徴収税額が年金支給額を超える人は対象となりません。

また、障害年金や遺族年金と

特別徴収税額の通知

いったん非課税所得年金は対象になりません。

6月に送付する「市県民税納税通知書」で、普通徴収と公的年金等から特別徴収される市県民税額をお知らせします。

納付方法

○平成21年度（表①）

10月支給分の年金から特別徴収が開始となるため、年税額の

表① 平成21年度の納付方法（例：個人市県民税が60,000円の場合）

	上半期（普通徴収）		下半期（特別徴収）		
	6月	8月	10月	12月	2月
年税額	15,000円 (年税額の1/4)	15,000円 (年税額の1/4)	10,000円 (年税額の1/6)	10,000円 (年税額の1/6)	10,000円 (年税額の1/6)

2分の1の額を、6月と8月に納付書や口座振替（普通徴収）で納めていただきます。
上半期に普通徴収した額を差し引いた残りの額を、下半期の10月・12月・2月の年金支給月に特別徴収します。

表② 平成22年度以降の納付方法（例：個人市県民税が60,000円の場合）

	特別徴収					
	上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年税額	10,000円 (前年度2月分の徴収額)	10,000円 (前年度2月分の徴収額)	10,000円 (前年度2月分の徴収額)	10,000円 (仮徴収控除後額の1/3)	10,000円 (仮徴収控除後額の1/3)	10,000円 (仮徴収控除後額の1/3)

○平成22年度以降（表②）

上半期は、前年度下半期に特別徴収した税額の3分の1ずつ（前年度2月分）の額を、4月・6月・8月の年金支給月に特別徴収（仮徴収）します。

下半期には、確定した年税額



から仮徴収した額を控除した額の3分の1ずつを、10月・12月・2月の年金支給月に特別徴収（本徴収）します。

年金特別徴収に関するQ&A

Q 特別徴収にするかどうかを、自分で選ぶことはできますか。

A 本人の意志による選択は認められていません。

Q 対象となる年金を2種類受給していたら、どの年金から特別徴収されますか。

A 複数の年金を受給している場合は、受給額の多少にかかわらず、次の優先順位により、高順位の一つの年金から特別徴収されます。

1. 国民年金法による老齢基礎年金
2. 旧国民年金法による老齢年金等
3. 旧厚生年金保険法による老齢年金等
4. 旧船員保険法による老齢年金等

5. 旧国家公務員共済組合法等による退職年金等

6. 移行農林年金のうちの退職年金等

7. 旧私立学校教職員共済組合法による退職年金等

8. 旧地方公務員共済組合法等による退職年金等

Q 介護保険料を特別徴収されていましたが、年度途中で保険料が変更になり、普通徴収に切り替わりました。市県民税はどうなりますか。

A 介護保険料の特別徴収の対象者でなくなった場合は、市県民税も普通徴収に切り替わります。

Q 介護保険料と国民健康保険税（または後期高齢者医療保険料）の合計が年金額の2分の1を超える場合は、介護保険料だけが特別徴収されますか。

A 年金額から所得税と介護保険料を差し引いた残りの額が市県民税額より大きい場合には、市県民税は特別徴収の対象となります。

Q 介護保険料と市県民税で特別徴収される年金が異なる場合がありますか。

A 介護保険料と同一の年金から特別徴収されます。

ただし、市県民税の課税対象とならない障害年金や遺族年金から介護保険料が特別徴収されている人は、市県民税は普通徴収となります。

Q 公的年金以外に給与所得があります。公的年金所得にかかると市県民税を、給与からまとめて特別徴収できますか。

A 公的年金所得にかかると市県民税は、年齢にかかわらず、給与から特別徴収することはできません。

給与から特別徴収できるのは、給与所得と公的年金等にかかる所得以外の所得に対する市県民税のみです。

Q 公的年金所得と給与所得それぞれにかかると市県民税の特別徴収がありますが、算出方法は異なりますか。

A 公的年金所得と給与所得を合算して、市県民税額を

合計「A」を算出します。次に、給与所得にかかると市県民税額「B」を算出します。「A」から「B」を差し引き、公的年金所得にかかると市県民税額を算出します。

Q 公的年金所得と給与所得にかかると特別徴収が両方ある場合には、市県民税の均等割額は、どちらから特別徴収されますか。

A 給与から特別徴収されます。

Q 年度途中で市県民税額が変更になりました。年金からの特別徴収は、変更後の税額で継続されますか。

A この場合には、特別徴収は中止となり、徴収済額を除いた残額のすべてが、普通徴収に切り替わります。

その後、翌年度10月支給分の年金から、特別徴収が再開されます。

■問い合わせ 税務課市民税係
(TEL) 0214